

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 花園本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	本庄市栗崎字古川端一四九番一 地先から同市栗崎字東一三七六番	区 間
一〇三・〇四	一五・〇〇 )	敷地の幅員 (メートル)
六二〇・六二		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考